

大和市告示第116号

大和市公衆浴場営業施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月8日

大和市長 古谷田 力

大和市公衆浴場営業施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市公衆浴場営業施設整備費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第160号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（委任）」に改める。

別表補助対象事業、名称の欄中「（2）～（7）を除く」を「次号から第7号までを除く。」に、「・ストーブを除く」を「及びストーブを除く。」に改め、「塗装を除く」の次に「。」を加え、

同表補助率の欄中「3」を「4」に改め、同表中

					(13) おかん
			3	を	4 サウナ設備整備

(13) おかん					3
浴室又は脱衣室に設置するサウナ設備の整備（ただし、新たにサウナ設備を整備する場合には、市長が認めるものに限る。）	3,000,000			750,000	8

に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。